

明治大学校友会小平地域支部会則

第1章総則

- (名称)
第1条 本会は、明治大学校友会小平地域支部と称する。
- (地位)
第2条 本会は明治大学校友会会則第3条の規定(資料1-1)に基づき設置された東京都多摩支部(以下「上位支部」という)に所属する地域支部である。
- (目的)
第3条 本会は明治大学校友会本部(以下「本部」という)の実施する事業並びに上位支部活動に積極的に参加すると共に地域支部会員相互の親睦・交流を図り併せて地域社会に貢献することを目的とする。
- (事務所)
第4条 本会の事務所は地域支部長の居住地若しくは地域支部長が指定する所に置く。
2 本会の事務所には本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。
- (事業)
第5条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)母校賛助のために必要な事業
(2)会員相互の親睦のために必要な事業
(3)会報等の発行事業
(4)本会の事業を迅速かつ的確に広く知らしめるためにホームページを開設する。なお、ホームページに関しては、次の規定等(資料2~3)により運営管理しなければならない。
①ホームページ管理運営規定(資料2)
②このサイトについて(ホームページに開示する)(資料3)
(5)地域社会に対する貢献事業等
(6)その他目的達成に必要な事業

第2章会員

- (構成員)
第6条 本会は次の各号に規定する会員により構成する。
(1)本部会則第5条の規定(資料1-2)に定める会員資格を有する者(以下「校友」という)で東京都内の本会所管行政区域(以下「所管区域」という)に居住する者。
(2)本部会則第6条第1項但し書きの規定(資料1-3)に基づき、所管区域に所在する勤務地に所属を変更した者。
(3)前項各号に規定する会員以外の校友で、本会に所属していた者が、引き続き本会に所属することを希望するときは本会正副支部長会の承認を得て本会の特別会員とすることができる。
(4)本部会則第7条の規定(資料1-4)に基づく所管区域出身の在学学生を本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。
- (所管区域)
第7条 前条第1項に規定する本会の所管区域は東京都内の次の行政区域とする。小平市およびその近隣市町村。

第3章役員等

- (役員)
第8条 本会に次の役員を置く。
(1)地域支部長1名
(2)地域副支部長若干名
(3)地域支部幹事長1名
(4)地域支部副幹事長 若干名
(5)地域支部幹事若干名
(6)地域支部会計幹事若干名
(7)地域支部監査委員2名
(8)必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

(選任)

第9条

地域支部長、地域副支部長および地域支部監査委員は会員総会(以下「総会」という)で選任する。
2地域支部幹事長、地域支部副幹事長、会計幹事は地域支部長が指名し、総会の承認を得るものとする。
3地域支部幹事は地域支部長が指名し、総会に報告するものとする。
4相談役および顧問は支部長、副支部長経験者の中から支部長の推薦、正副支部長会の承認で置くことができ、総会に報告するものとする。

(任期)

第10条

役員の内任期は改選総会から原則として2年とする。但し、必要に応じ幹事会の合議を経て随時役員を追加、選任あるいは中間総会で変更承認をうけることができる。
2補充により選任された役員の内任期は前任者の残任期間とする。

(役員の内職務)

第11条

役員は次のそれぞれの職務を担当する。
(1)地域支部長は会務を統括し本会を代表する。
(2)地域副支部長は地域支部長を助け地域支部長に事故あるときは地域支部長が指名した順位により地域支部長の職務を代行する。
(3)地域支部幹事長は、地域支部長と協議の上地域支部幹事会を主宰し、会務を執行する。
(4)地域支部副幹事長は地域支部幹事長を補佐し、事故あるときは地域支部幹事長の職務を代行する。
(5)会計幹事は本会の会計業務を担当する。
(6)地域支部幹事は本会の運営に必要な事項を協議し、執行する。
(7)地域支部監査委員は会計および会務の執行について監査の上、監査報告書を作成し、監査結果を幹事会と総会に報告する。
(8)相談役は本会の運営上の諸問題に対して地域支部長の諮問に応える。
(9)顧問は地域支部長に助言と示唆を与えるものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条

本会を運営するため次の会議を行う。
(1)定時総会は毎年6月に支部長が招集する。
(2)臨時総会は必要により支部長が招集する。
(3)正副支部長会は支部長が必要と認めたときに招集する。
(4)幹事会は必要に応じ支部長が招集する。

(総会)

第13条

本会は毎年1回、定期総会を開催する。必要ある場合は随時これを開催する。
2地域支部長は総会開催日までに議案書を作成するものとする。
3総会は地域支部長が招集し、議長となる。
4総会における議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5役員会が必要と認めたととき、地域支部長は臨時総会を招集する。

(正副支部長会)

第14条

正副支部長会は支部長・副支部長・幹事長・副幹事長・会計幹事をもって構成し、必要により支部長が招集し、議長となる。
2必要に応じて相談役及び顧問を出席させることができる。
3正副支部長会では、次の事項を審議し執行する。また正副支部長会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(1)事業および予算の具体的執行計画の決定。
(2)会則に基づく細則の決定。

(幹事会)

第15条

幹事会は役員をもって構成し、必要に応じて地域支部長の承認を得て召集し、次の事項を審議する。各会員の要望事項を把握し、かつ審議する。
(1)総会で決定された事項を処理すること。
(2)幹事会に委任された事項を処理すること。
(3)その他本会運営上必要な事項を企画・立案すること。

第5章事業年度・会計等

(事業年度)

第16条

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条

会員は本会の会費2,000円を毎年3月末日までに納入するものとする。

(経費の支弁)

第18条

本会の経費は年会費、寄付金その他の収入をもつて充てる。

(事業計画・報告及び
予算・決算)

第19条

地域支部長は当年度の事業報告書及び決算書並びに翌年度の事業計画書及び予算書を毎年5月末日までに作成し、地域支部監事の監査を受け、地域支部総会においてこれらの承認を得なければならない。

第6章その他

(賞罰)

第20条

地域支部長は、本会のために特に功労のあった会員を正副支部長会の同意を得て表彰する事ができる。

2地域支部長は、次の会員を総会出席者の3分の2以上の同意により、懲戒または会員資格を停止する事ができる。

(1)本部会則第48条第2項の規定(資料1—5)により会員資格の停止

(2)本会の規約に著しく違反した者

(3)本会の名誉を著しく汚す行為があった者

(4)会員たる面目を著しく失墜する行為があった者

(慶弔)

第21条

地域支部長は、次の場合に本会から慶弔金を支給する。

(1)第20条1の場合謝礼金5,000円

(2)本会の支部長並びに支部長経験者が死去された時 弔慰金5,000円と供花

(報告及び変更の届出)

第22条

地域支部長は、地域支部会則の変更、地域支部役員交代、総会の開催等重要事項についてその都度上位支部の支部長に報告するものとする。

2地域支部長は、地域支部総会終了後遅滞なく、決算書・事業報告書及び次期予算書等の書類に総会議事録を添えて、上位支部の支部長に報告するものとする。

3会員は氏名、住所、職業、勤務先を変更したときは、遅滞なく本会に届け出るものとする。本会は、会員より報告を受けたその都度上位支部に届け出るものとする。

(会則の改正)

第23条

この会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規定の優先)

第24条

この会則に定める規定が本部会則又は上位支部会則の規定に抵触する場合は本部会及び上位支部会則がこの会則に優先する。

(規約の解釈)

第25条

この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

(解散)

第26条

本会は当該会員総数の3分の1以上が出席しその4分の3以上の同意により解散する。

2前項による解散が完了した時は地域支部長は遅滞なく解散に関する総会の議事録を添えて上位支部の支部長に届け出なければならない。

附則

この会則は、平成8年2月17日から施行する。

改定

平成18年6月17日改定

平成28年6月11日改定(規約を会則に変更)